

「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」の一部改正（案）の意見・情報の募集について

1. 条例改正の趣旨

琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境を有し、多種多様な野生動植物が生息・生育している滋賀県では、生物多様性にせまる危機や、人間と野生鳥獣との間に生じている様々な軋轢に対応するため、平成18年（2006年）にふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例（以下「共生条例」という。）を制定した。

共生条例は、平成19年（2007年）に全面施行されて以降10年以上が経過し、いくつかの課題も指摘されている。このたび「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の改正に伴って共生条例の改正が必要となったことから、上記課題についても解決を図るために改正を行う。

2. 改正の経過

平成30年 6月12日	滋賀県環境審議会への諮問
6月19日	滋賀県環境審議会自然環境部会（第1回）
8月 6日	環境・農水常任委員会報告（検討状況について）
9月 11日	野生動植物との共生に関する検討会
9月 18日	滋賀県環境審議会自然環境部会（第2回）
10月 23日	庁内各課への改正案に係る意見照会
11月 6日	滋賀県環境審議会自然環境部会（第3回）
	滋賀県環境審議会答申
11月 16日	法規審査会
11月 30日～	検察庁協議

3. 今後の予定

平成30年 12月17日	県民政策コメント、市町への改正案に係る意見照会（募集開始）
平成31年 1月16日	県民政策コメント、市町への改正案に係る意見照会（募集締切）
1月下旬	環境・農水常任委員会報告（意見募集結果）
	2月定例会議に上程
3月	議決・改正条例の公布

ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例の一部改正(案)の概要



目的

生物多様性の重要性を認識し、野生動植物との共生が図られる、滋賀ならではの豊かな地域社会の創造

基本理念

- 生物多様性の確保による良好な自然環境の保全
- 野生鳥獣による被害の防止等を通じた野生動植物と人間の生活環境との調和の維持
- 現在のみならず将来の県民等による野生動植物との共生による恵沢の享受の継承

基本計画等

- 野生動植物との共生に関する基本方針
- 野生動植物との共生に関する長期的な目標
- 野生動植物との共生に関し講ずべき具体的な施策
- 生息・生育の環境に関する長期構想

「生物多様性しが戦略」

既存の基本計画を継承し、生物多様性地域戦略として、平成27年(2015年)3月に「生物多様性しが戦略」策定

「滋賀県ピオトープネットワーク長期構想」

平成21年(2009年)2月策定

希少野生動植物種の保護

県内において絶滅のおそれがある野生動植物種(滋賀県レッドデータブックで「絶滅危惧種」、「絶滅危機増大種」、「希少種」に該当する種等)を「希少野生動植物種」とする(約720種)。

指定希少野生動植物種

「希少野生動植物種」のうち、特に保護を図る必要がある種を「指定希少野生動植物種」として指定(31種)。
(種の保存法に基づき指定される「国内希少野生動植物種」を除く。)

捕獲・採取等を禁止(許可制)

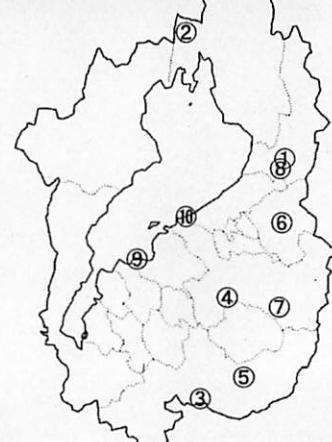


生息・生育地保護区

「希少野生動植物種」の保護のために特に重要な地域を「生息・生育地保護区」として指定(10箇所)。

生息・生育環境の改変行為等は事前に届出を義務付け。

保護区名	所在地	面積(ha)	施行日	保護対象種
① 地蔵川ハリヨ生息地保護区	米原市 醸井	0.4	H20.4.1	ハリヨ
② 山門温泉ミツガシワ等生育地保護区	長浜市 西浅井町山門	35.3	H20.4.1	ミツガシワ等11種
③ 油日サギスケ等生息・生育地保護区	甲賀市 油日	8.1	H21.3.1	サギスケ、ナゴヤダルマ ガエル等14種
④ 布施瀬・新瀬水生植物生育地保護区	東近江市 布施町	15.1	H22.3.31	ガガブタ、カイソツリ等7種
⑤ 薬樹神社ユキワリイチゲ植物生育地保護区	甲賀市 土山町前野	0.2	H22.3.31	ユキワリイチゲ
⑥ 佐木風穴コウモリ類および石灰岩性植物生息・生息地保護区	多賀町 佐木	3.7	H23.3.31	テングコウモリ、コバチヨウ センエノ牛等11種
⑦ 甲津畑町セツブンソウ生育地保護区	東近江市 甲津畑町	0.12	H23.3.31	セツブンソウ
⑧ 醸井養鴨場サルオガセ類生育地保護区	米原市 上丹生	0.9	H24.3.31	アカサルオガセ等8種
⑨ 佐波江浜潮岸動植物生息・生育地保護区	近江八幡市 佐波江町	5.1	H25.3.31	ハマゴウ、タチズシロソウ
⑩ 新海浜ハマゴウ・ハマエンドウ群落生育地保護区	彦根市 新海浜	1.6	H26.3.31	ハマゴウ、ハマエンドウ



保護増殖事業

県は、指定希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、保護増殖事業を行つ。

※保護増殖事業: 指定希少野生動植物種の個体の繁殖の促進、その生息地・生育地の整備等

【改正事項④】

指定希少野生動植物種の保護増殖事業の実施主体を県以外の主体にも拡大し、実施主体が策定する計画について、県が審議会の意見を聴いて種ごとに定める指針への適合を認定する制度を設け、県以外の主体が行う保護増殖事業の適正な実施を図る。

外来種による生態系等に係る被害の防止

外来種のうち、生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるものを「指定外来種」として指定(13種類)。

(外来生物法に基づき指定される「特定外来生物」を除く。)

- 野外への放逐等を禁止
- 飼養・栽培等の届出を義務付け
- 販売に際し、生態系等への影響、飼養方法等の説明を義務付け
- 県による防除



【改正事項⑤】

指定外来種等を対象とした防除の実施主体を県以外の主体にも拡大し、実施主体が行う防除について、県が定める計画への適合を認定する制度を設け、県以外の主体が行う防除の適正な実施を図る。



野生鳥獣種による農林水産業等に係る被害の防止

野生鳥獣のうち、農林水産業等に係る被害を及ぼしているものを「指定野生鳥獣種」として指定(5種: ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ、カワウ、ツキノワグマ)。

鳥獣保護管理法に基づく保護・管理計画に基づく対策と一体的に被害防除対策を推進。

<管理計画>

- ・ニホンジカ特定鳥獣管理計画
- ・ニホンザル特定鳥獣管理計画
- ・イノシシ特定鳥獣管理計画
- ・カワウ特定鳥獣管理計画

<保護計画>

- ・ツキノワグマ特定鳥獣保護計画



「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」の一部改正（案）について ご意見・情報を募集します

「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」（以下「共生条例」という。）は、平成19年（2007年）5月に全面施行されて以降10年以上が経過し、いくつかの課題も指摘されています。このたび「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（以下「種の保存法」という。）の改正に伴って共生条例の改正が必要となったことから、上記課題についても解決を図るために改正を行うものです。

「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例の一部改正（案）」に関するご意見・情報を下記により募集します。

1 公表する資料

- (1) 改正の概要について（全体図）
- (2) 改正の概要について（詳細説明）
- (3) ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例の一部を改正する条例案要綱（案）
- (4) ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例 新旧対照表（案）

2 公表の方法

滋賀県ホームページに掲載のほか、自然環境保全課、県民活動生活課県民情報室、各合同庁舎 行政情報コーナー（南部・甲賀・東近江・湖東・湖北・高島）、各森林整備事務所（西部南部・甲賀・中部・湖北・高島（支所））、県立大学交流センター、県立図書館に資料を備え付けます。

3 ご意見等の募集期間

平成30年12月17日（月曜日）から平成31年1月16日（水曜日）まで

4 ご意見等の提出先

- (1) 郵 送 〒520-8577滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課生物多様性戦略推進室
- (2) ファックス 077-528-4906
- (3) 電子メール dg00@pref.shiga.lg.jp
- (4) しがネット受付メール
URLを記載

5 お問い合わせ先 滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課生物多様性戦略推進室

（電話番号）077-528-3483（内線3483）

（平日午前8時30分～午後5時15分まで）

6 ご意見等の提出方法等

- (1) 郵送、ファックスまたは電子メールで送付してください。
電子メールで送付される場合は、ファイルの添付は行わず、メール本文に記載してください。
添付ファイルの内容は確認いたしません。
- (2) ご意見等を提出いただく様式は特に定めてはいませんが、必ず住所、氏名、電話番号を明記してください。(ご意見等以外の内容は、公表しません。)
- (3) 電話によるご意見等はお受けできませんので、ご了承ください。
- (4) お寄せいただいたご意見等につきましては、滋賀県の考え方を整理したうえでホームページ等により一定期間公表することで回答にかえさせていただきます。個々のご意見等に直接の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

7 ご意見等の取扱い

- (1) ご意見等は、条例改正事務の参考にさせていただきます。
- (2) ご意見等の募集は、具体的な意見等を収集することを目的としています。賛否の結論だけを示したものや、主旨が不明瞭なものなどについては、滋賀県の考え方を示さない場合がございます。
- (3) ご意見等をいただいた個人および団体等に関する情報は公開いたしません。

(1) 種の保存法改正に伴う改正項目

○指定希少野生動植物種の指定対象の変更

資料 (a)

種の保存法の改正により、国内希少野生動植物種のカテゴリーに、これまでの国内希少野生動植物種と比して規制が緩く、販売等目的の捕獲のみを禁止する「特定第二種国内希少野生動植物種」制度が創設されました。現行条文ではこれに指定された種も、より規制が強い（目的を問わず捕獲等を禁止）指定希少野生動植物種に指定できなくなることから、従前の規制内容を維持するため、特定第二種国内希少野生動植物種について指定希少野生動植物種の指定を可能とします。

(2) 指摘されてきた課題を解決するための改正項目

○指定種の指定解除に関する手続の一部簡略化

資料 (b)

共生条例における指定希少野生動植物種および指定外来種は、その指定にあたってそれぞれ対応する法律である種の保存法および外来生物法で規定されている国内希少野生動植物種および特定外来生物を指定対象より除外しています。国による国内希少野生動植物種および特定外来生物の指定が進むことで共生条例上の指定解除が必要となります。この場合の指定解除は実質的に審議・検討の余地がないため、指定解除にあたって審議会の意見を聴かなければならないとしている現行手続の簡略化を行います。

○生息・生育地保護区における保護対象となる希少野生動植物種の捕獲等の規制

資料 (c)

生息・生育地保護区の指定に際して、保護対象となる希少野生動植物種を指定しますが、これらは生息・生育地保護区における保護対象にありながら、捕獲等が禁止されない状態になっています。生息・生育地保護区において保護対象の希少野生動植物種の保護を図るため、保護対象の希少野生動植物の保護区内での捕獲等を原則禁止とします。また、保護対象の希少野生動植物種の個体の生息または生育に必要な野生動植物種の捕獲等を届出制とします。

○指定希少野生動植物種を対象とした保護増殖事業の実施主体の拡大

資料 (d)

指定希少野生動植物種を対象とした保護増殖事業の実施主体として、現行の条文では県のみとされています。県以外の主体が行う保護増殖事業について、実施主体が作成する事業計画について県が定める指針への適合を認定する制度を設けます。

○指定外来種等を対象とした防除の実施主体の拡大

資料 (e)

指定外来種等を対象とした防除の実施主体として、現行条文では県のみとされています。県以外の主体が行う指定外来種等の防除について、県が定める計画への適合を認定する制度を設けます。

<改正項目1> 指定希少野生動植物種の指定対象の変更（第12条関係）

関係条文

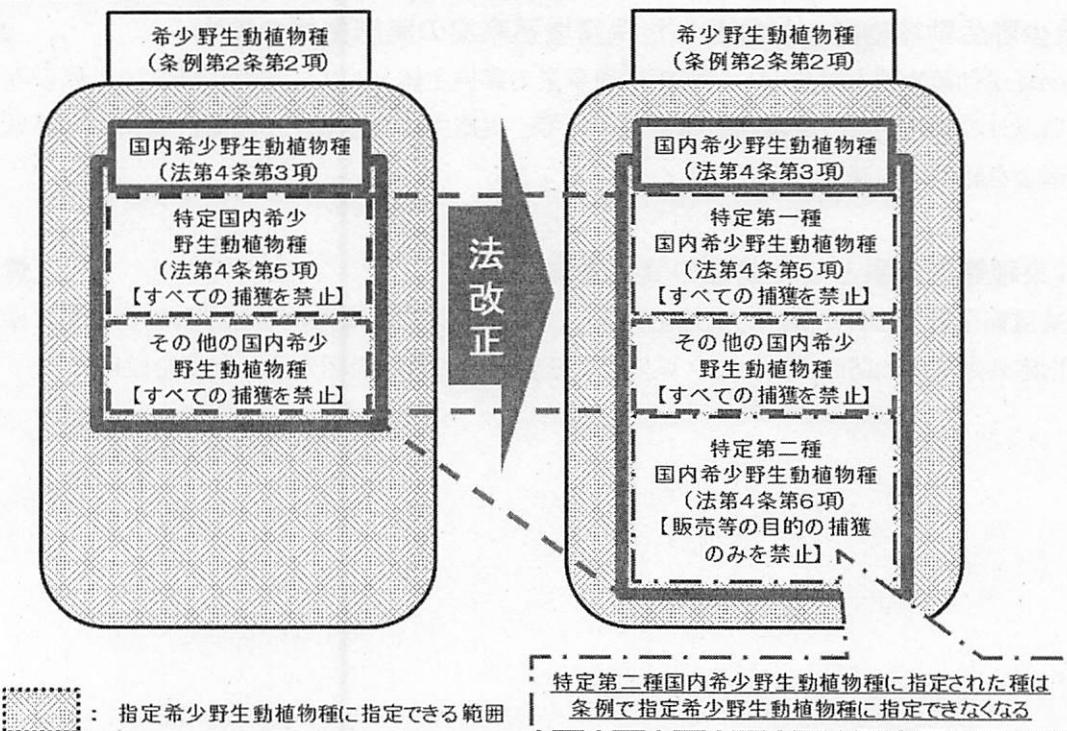
(指定希少野生動植物種)

第12条 知事は、希少野生動植物種（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「法」という。）第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種および法第5条第1項に規定する緊急指定種である希少野生動植物種を除く。）のうち特にその保護を図る必要があると認めるものを指定希少野生動植物種として指定することができる。

(1) 改正の理由

種の保存法は、平成29年（2017年）6月2日に改正法が公布され、平成30年（2018年）6月1日に施行されました。改正内容のうち、新たに創設される特定第二種国内希少野生動植物種（以下「第二種希少種」という。）は、身近な自然にみられる種を積極的に保全するため、販売・頒布を目的とした捕獲等を規制する枠組みであり、目的を問わず捕獲等を原則禁止としていた従前の「国内希少野生動植物種」（以下「国内希少種」という。）と比較して規制が緩くなり、指定対象種の範囲が大幅に広がり、従前のどおり「国内希少種」として厳格な規制を受ける種と、新たな「第二種希少種」の枠組みにより緩やかな規制しか受けないことになります。

共生条例の定める指定希少野生動植物種（以下「指定希少種」という。）は、従前の種の保存法の国内希少種と同様に目的を問わず捕獲等を原則禁止としていますが、二重規制を防ぐため国内希少種を除外しています。種の保存法の改正に伴い国内希少種の中に第二種希少種が新たに含まれるようになったことから、県内でその存続が危ぶまれる希少種が規制の緩い第二種希少種に指定された場合、共生条例による厳格な規制を受ける指定希少種には指定できないため、捕獲等の圧力に対する規制の手段が失われる可能性があります。



(2) 改正の方向性

共生条例の指定希少種の定義に関する条文において、国内希少種を除外する規定を、第二種希少種を除外した国内希少種を除外する規定に改正します（第12条関係）。これによって、種の保存法と共生条例による捕獲等に係る規制の隙間が生まれないようになります。

なお、本改正は実質的に従前の規制内容を維持することを目的としています。

種の保存法の改正に関する環境省資料

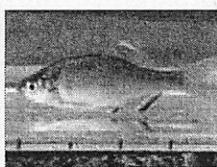
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (種の保存法)の一部を改正する法律案の概要

現行法の概要

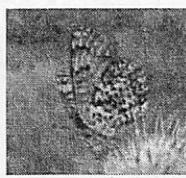
- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図るために、希少野生動植物種の捕獲等及び譲渡し等の禁止、生息地等の保護、保護増殖事業の実施等の措置を講ずるもの。

背景

- 我が国では3,596種が絶滅危惧種となっており、種の保存法の新規指定を推進することが必要。一方で、特に二次的自然に分布する種は、調査研究や環境教育等に伴う捕獲等(第9条)及び譲渡し等(第12条)を規制対象から除外する種指定の在り方が求められている。



草原に生息する
昆虫類→



←水田水路に生息する
淡水魚



←水田に生息する
両生類

- 希少野生動植物種の生息・生育状況等の悪化に伴い、生息域外保全の重要性が増大。政府の力だけで実施していくことは限界があることから、動植物園等と協力し、また、動植物園等の活動を後押ししていくことが必要不可欠。



高価で取引され、違法な流通
の報告があるスローロリス

改正内容

- (1) 販売・頒布等の目的での捕獲等及び譲渡し等のみを規制する「特定第二種国内希少野生動植物種」制度を創設(第4条第6項等)する

二次的自然に分布する昆虫類、→ ✓ 業者の捕獲等の抑制による保全
魚類、両生類等を想定 ✓ 保護増殖事業や生息地等保護区による保全

- (2) 希少種の保護増殖という点で、一定の基準を満たす動植物園等を認定する制度を創設(第48条の4等)し、認定された動植物園等が行う希少野生動植物種の譲渡し等については、規制を適用しない(第48条の10)こととする。

- (3) 国際希少野生動植物種の個体の登録について、更新等の手続を創設(第20条の2)するとともに、実務上可能かつ必要な種について、個体識別措置を義務付ける(第20条第2項第4号等)。更に、象牙事業については届出制を登録制とする(第33条の6等)。

- (4) その他、生息地等保護区の指定を促進するための制度改変(第36条等)、土地所有者の所在の把握が難しい土地への立入り等の規定の新設(第48条の2等)、国内希少野生動植物種の提案募集制度の創設(第6条)、科学委員会の法定化(第4条第7項)等の改正を行う。

生物多様性の保全の一層の促進

<改正項目2> 指定種の指定解除に関する手続きの一部簡略化（第12条および第27条関係）

関係条文

(指定希少野生動植物種)

第12条 (略)

- 3 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、指定をするときは、その旨および指定に係る希少野生動植物種を告示しなければならない。
- 5 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 6 知事は、指定希少野生動植物種の個体の生息または生育の状況の変化その他の事情の変化により指定の必要がなくなったと認めるときまたは指定を継続することが適当でないと認めるときは、指定を解除しなければならない。
- 7 第3項から第5項までの規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

(指定外来種)

- 第27条 知事は、県内にその本来の生息地または生育地を有する野生動植物の種とその性質が異なることにより、県内において生態系、人の生命もしくは身体または農林水産業に係る被害(以下「生態系等に係る被害」という。)を及ぼし、または及ぼすおそれのある外来種(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)第2条第1項に規定する特定外来生物(以下「特定外来生物」という。)が属する種を除く。)を指定外来種として指定することができる。
- 2 知事は、指定外来種による生態系等に係る被害の状況の変化その他の事情の変化により前項の規定による指定の必要がなくなったと認めるときまたはその指定を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を解除しなければならない。
 - 3 第12条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による指定および前項の規定による指定の解除について準用する。

(1) 改正の理由

共生条例の定める指定希少種および指定外来種は、それぞれ対応する種の保存法および特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(以下「外来生物法」という。)で指定されている国内希少種および特定外来生物を、二重規制を防ぐために指定対象より除外しています。そのため、共生条例により指定希少種または指定外来種に指定された種が、新たに国内希少種または特定外来生物に指定された場合、共生条例による指定を解除する必要があります。

現行の条文では、指定希少種および指定外来種の指定を解除するためには、それらを新規に指定する場合と同様に、環境審議会の意見を聴く手続が必要とされています(第12条・第27条)。しかし、この場合の指定の解除は、規制の主体が県(条例)から国(法律)に変わりながらも規制状況が継続されるため、実質的に審議・検討の余地がありません。そこで、審議会の意見を聴くという形となっている手続を簡略化することが望ましいと考えられます。

(2) 改正の方向性

現行条文では、指定希少種および指定外来種の指定にあたって「審議会の意見を聴かなければならぬ」とされており、その手続が指定を解除する際にも準用されています。共生条例で指定希少種または指定外来種に指定された種が、法律に基づく国内希少種または特定外来生物に指定された場合には、審議会の意見を聴く手続きを必要としないよう改正します。

※参考1 指定外来種の指定解除

平成28年（2016年）10月

オオタナゴ、ヨーロッパオオナマズ（ヨーロッパナマズ）が特定外来生物に新規指定
同時に、この2種の指定外来種の指定を解除

平成30年（2018年）4月

ガ一科魚類が特定外来生物に新規指定
同時に、この種類の指定外来種の指定を解除

※滋賀県では国に先んじて、これら3種類の外来種を規制対象としていました。

※参考2 国内希少野生動植物種の指定の加速

環境省では、絶滅危惧種の保全をより一層推進するため、平成26年度から平成32年度までに新たに300種を「国内希少野生動植物種」に追加指定することを目指すこととしています。

（環境省ウェブサイトより）

<改正項目3> 生息・生育地保護区における保護対象となる希少野生動植物種の捕獲等の規制（第21条の2および第21条の3関係）

関係条文

(定義)

第2条 (略)

2 この条例において「希少野生動植物種」とは、県内に生息し、または生育する野生動植物の種（亜種または変種がある種にあっては、その亜種または変種とする。以下同じ。）であって、次の各号のいずれかに該当するものとして規則で定めるものをいう。

- (1) 県内におけるその種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ない野生動植物の種
- (2) 県内におけるその種の個体の数が著しく減少しつつある野生動植物の種
- (3) 県内におけるその種の個体の主要な生息地または生育地が消滅しつつある野生動植物の種
- (4) 県内におけるその種の個体の生息または生育の環境が著しく悪化しつつある野生動植物の種
- (5) 前各号に掲げるもののほか、県内におけるその種の存続に支障を来す事情がある野生動植物の種

(生息・生育地保護区)

第21条 知事は、希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、その個体の生息地または生育地およびこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域であって、その個体の分布状況および生態その他その個体の生息または生育の状況を勘案してその希少野生動植物種の保護のため重要と認めるものを、生息・生育地保護区として指定することができる。(略)

(1) 改正の理由

(ア) 保護対象種の捕獲規制（原則禁止）

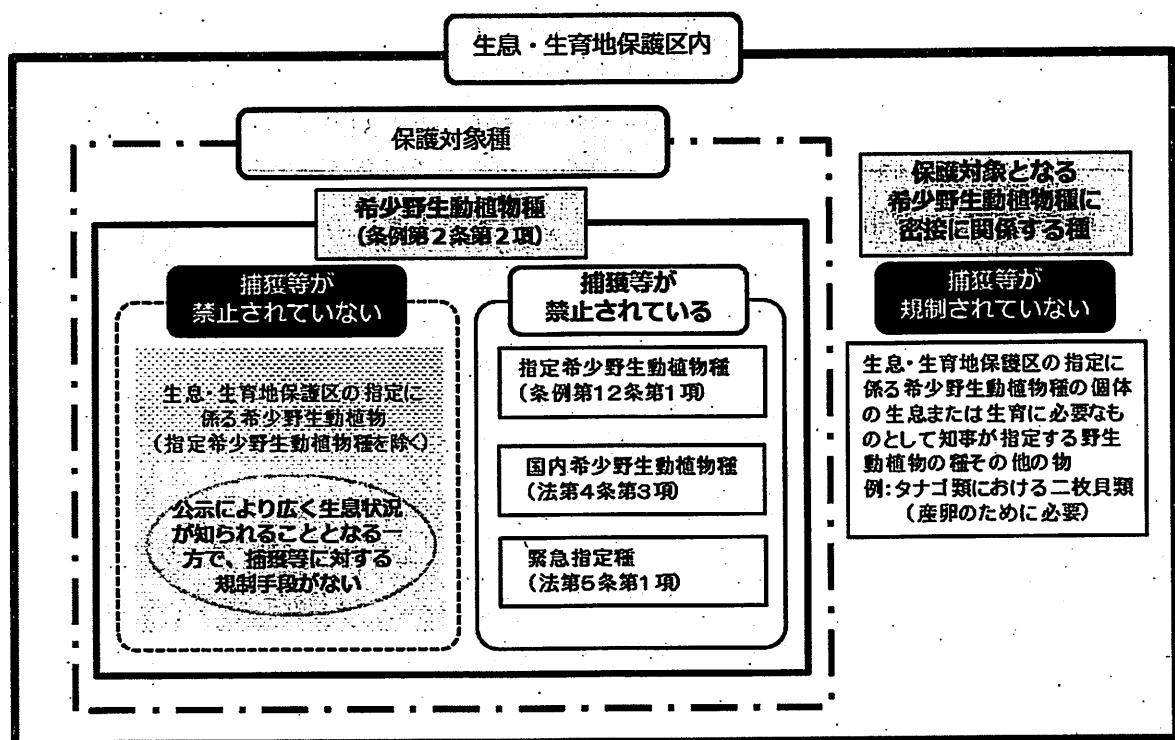
生息・生育地保護区（以下「保護区」という。）は希少野生動植物種の保護のために指定され、保護区ごとに保護対象となる希少野生動植物種が指定されています。保護区においては、工作物の設置や土地の改変等が事前届出制となり、届出内容に関して知事は禁止・制限・措置命令等の権限を有しているため、実質的な規制条項となっています。しかし、保護区において指定希少種を除く保護対象となる希少野生動植物種（以下「保護対象種」という。）に関しては捕獲等の規制条項がないため、県内において場所を問わず捕獲等が原則禁止されている指定希少種とは異なり、保護対象種は個体の捕獲等が規制できていない状況にあります。

保護区を指定する際、保護対象種は公示により広く知られることとなる一方で、個体の捕獲等に対しては具体的な規制がありません。そのため、保護対象種の減少を招くおそれがあります。保護区を指定する本来の趣旨に鑑み、保護区における保護対象種の個体の保護のために捕獲等を

禁止することが望ましいと考えられます。

(イ) 保護対象となる希少野生動植物種に密接に関係する種の保護（届出制）

保護対象となる希少野生動植物種の中には、イチモンジタナゴ等のタナゴ類における二枚貝類（産卵のために必要）のように、保護対象となる希少野生動植物種の生息または生育のために必要な野生動植物種が存在する場合があります。このため、保護対象となる希少野生動植物種の生息・生育環境を保護するためには、保護対象となる希少野生動植物種に密接に関係する種等についても保護することが望ましいと考えられます。



(2) 改正の方向性

(ア) 保護対象種の捕獲規制（原則禁止）

保護区における保護対象種の個体の保護および生息・生育環境の保護を行うため、指定希少種と同様に保護対象種の捕獲等を原則禁止することとします。

(イ) 保護対象となる希少野生動植物種に密接に関係する種の保護（届出制）

種の保存法の規定と同様に、保護区において保護対象となる希少野生動植物種を保護することを目的として、保護対象となる希少野生動植物種の個体の生息または生育に必要なものとして知事が指定する野生動植物の種その他の物の捕獲等を行う場合は届出することとします。

※参考 生息・生育地保護区における保護対象となる希少野生動植物種

共生条例に基づき、これまで 10箇所の生息地・生育地保護区が選定されています。

(指定希少野生動植物種：全角太字、希少野生動植物種：半角、保護区名称種：「 」内)

平成 20 年 (2008 年) 4 月指定

1. 地蔵川ハリヨ生息地保護区 米原市（米原町）醒井 0.4ha

保護対象種：「ハリヨ」 (1 種／1 種)

2. 山門湿原ミツガシワ等生育地保護区 長浜市（西浅井町）山門 35.3ha

保護対象種：アザナシ、セイカツイ、ミツガシワ、クサレグマ、ヒツジグサ、ヒメタヌキモ、ヤチスギラン、ヒメクリ、
「ミツガシワ」、サギソウ、トキソウ (0 種／11 種)

平成 21 年 (2009 年) 3 月指定

3. 油日サギスゲ等生息・生育地保護区 甲賀市甲賀町 8.1ha

保護対象種：ヒナササ、アザナシ、ケンシヅユガヤ、「サギスゲ」、シズイ、ヒツジグサ、ハマナヤシリ、
ヤチスギラン、ヒナカンザシ、ウメバチソウ、サギソウ、トキソウ、ヤマトキソウ、ナゴヤダルマガエル (2 種／14 種)

平成 22 年 (2010 年) 3 月指定

4. 瀧樹神社ユキワリイチゲ植物生育地保護区 甲賀市土山町 0.2ha

保護対象種：「ユキワリイチゲ」 (1 種／1 種)

5. 布施溜・新溜水生植物生育地保護区 東近江市（八日市市） 15.1ha

保護対象種：ガガブタ、ノタヌキモ、オトリケモ、スズメノコビエ、ウキシバ、カイツブリ、モコロ (0 種／7 種)

平成 23 年 (2011 年) 3 月指定

6. 佐目風穴コウモリ類および石灰岩性植物生息・生育地保護区 犬上郡多賀町

保護対象種：コキガシラコウモリ、キガシラコウモリ、モモジロコウモリ、ヒガガコウモリ、テングコウモリ、
ホアナゴマオガチグサガイ、コバノショウセンエキ、ミミソウ、ヤマシャクヤク、キンラン、セイタカスムシソウ (1 種／11 種)

7. 甲津畠町セツブンソウ生育地保護区 東近江市（永源寺町）

保護対象種：「セツブンソウ」 (0 種／1 種)

平成 24 年 (2012 年) 3 月指定

8. 醒井養鱒場サルオガセ類生育地保護区 米原市（米原町）

保護対象種：アカサルオガセ、ドロガワサルオガセ、コクレサルオガセ、トゲサルオガセ、トゲワタサルオガセ、
ウベニヒゲゴケ、アカヒゲゴケ、ウツロヒゲゴケ (1 種／8 種)

平成 25 年 (2013 年) 3 月指定

9. 佐波江浜湖岸動植物生息・生育地保護区 近江八幡市

保護対象種：ハマゴリ、カヌズシロソウ (0 種／2 種)

平成 26 年 (2014 年) 3 月指定

10. 新海浜ハマゴウ・ハマエンドウ生育地保護区 彦根市

保護対象種：「ハマゴリ」、「ハマエンドウ」 (1 種／2 種)

●保護区における保護対象となっている希少野生動物種はのべ 58 種、うち指定希少野生動植物種につき捕獲等が禁止されている種はのべ 7 種 (12%) です。

●生息・生育地保護区の名称に用いられている種が、指定希少野生動植物種ではない希少野生動植物種であるために、捕獲等が禁止されていない事例もあります。(山門湿原のミツガシワ、甲津畠町のセツブンソウ、新海浜のハマゴウ)

<改正項目4> 指定希少野生動植物種を対象とした保護増殖事業の実施主体の拡大（第25条の2、第26条および第26条の2関係）

関係条文

（保護増殖事業）

第26条 県は、指定希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、保護増殖事業（指定希少野生動植物種の個体の繁殖の促進、その生息地または生育地の整備その他の指定希少野生動植物種の保護を図るための事業をいう。以下同じ。）を行うものとする。

（1）改正の理由

指定希少種を対象とした保護増殖事業は、現行では県のみが実施することとなっており、その他の主体が実施することに関しては規定がありません。しかし、現状では県以外の主体によっても一部の指定希少種を対象として保護活動が行われており、それらを保全・保護の目的に照らして適正なものとする必要があります。

種の保存法では、地方公共団体は環境大臣の確認を、その他の者は環境大臣の認定を得れば、国内希少種の保護増殖事業に従事できることとなっています。共生条例においても、同様に県以外の主体による保護活動を保護増殖事業として認定できる仕組みを取り入れることで、県以外の主体による保護活動の内容を把握するとともに、必要に応じて助言・指導による適正化を行うことで、多様な主体の連携による保護の取組の裾野が広がることが期待されます。

保護増殖事業の認定や事業内容に関する助言・指導に当たっては、県が事業対象となる指定希少種ごとに専門家に協力を仰ぎながら保護増殖指針を策定します。県以外の主体による保護増殖事業は保護増殖指針に即して行うこととし、県は実施状況等について報告を求め、必要に応じて専門家の協力を求めつつ保護増殖事業の内容に関して助言・指導を行い、事業の適切性や有効性を確保することとします。

（2）改正の方向性

保護増殖事業の実施主体を県以外の主体へ拡大し、実施主体が作成する事業計画について県が審議会の意見を聴いて定める保護増殖指針への適合を認定する制度を設けます。また、事業計画に基づき実施される保護増殖事業の実施状況等に係る報告徴収に関する規定、事業が指針に即して行われていないと認めるとき等の認定の取り消しに関する規定を設け、県以外の主体が行う保護増殖に係る取組を把握し、その適正化を図ります。

また、認定を受けた保護増殖事業として実施する行為については、指定希少種の捕獲等に係る規制および保護区の区域内で行う行為に係る届出の規定の適用を受けないこととします。

※参考 指定希少種に指定された淡水魚の保護活動

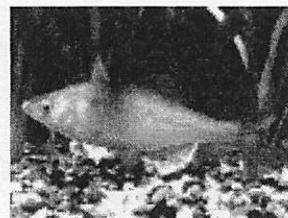
ハリヨは、滋賀県内では、地蔵川を含む天野川水系、犬上川水系、および能登川周辺水系で、それぞれの水系に特有の遺伝的特徴を示すことが近年のDNA分析で明らかにされており、その地域性をできる限り攪乱させない形で保護を行う必要があります。しかし、すでに、ハリヨは県内の複数箇所に導入され、場所によっては積極的な保護活動が行われている状況にあります。一方で、地蔵川の個体群は国内外来種イトヨとの交雑が進行し、犬上川の個体群と能登川周辺の個体群は河川環境の劣化等の環境変化により、存続が危ぶまれる状況にあり、それぞれの系統の生息域外保全についても、危険分散の観点から検討する必要があります。導入個体群については、各地の個体群の由来についてはDNA分析等で推定されており、保護活動が行われている箇所については、その活動を生息域外保全として適正に方向付けることが望ましいと考えられます。



ハリヨ

イチモンジタナゴは、滋賀県内では琵琶湖沿岸域を含め、県内北部から南部にかけての湖に近い平野部で分布していました。県北部産の個体や県南部・南湖に由来する個体を含め、DNA分析を行ったところ、琵琶湖およびその周辺に分布する本種は同一の遺伝的特徴を持つ集団と認められました。しかし、近年、本種の生息が確認される箇所はきわめて限られ、こうした貴重な生息地からも姿を消しつつあります。そこで、琵琶湖博物館が系統保存しているイチモンジタナゴを用いて、民間団体や企業が飼育環境下での生息域外保全に取り組んでおり、民間団体は専門家を含む検討会での判断を仰ぎながら、増殖させた個体を用いた野外水域への再導入にも取り組み始めています。

なお、このような生息域外保全や再導入を視野に入れた保全活動の是非は、対象とする生物群によっても事情が異なるものと考えられます。県以外の主体による指定希少種の保護活動に関して認定を適切に行うには、必要に応じてそれぞれの種の特性・状況を考慮した保護指針を別途定めておき、それに準拠して行う必要があります。また、保護活動に対する助言や指導についても、保護指針に準拠し、かつ専門家の助言を得ながら行うことが求められます。



イチモンジタナゴ

＜改正項目5＞ 指定外来種の防除の実施主体の拡大(第37条の2および第37条の3関係)

関係条文

(指定外来種の個体等の防除)

第34条 知事は、指定外来種または特定外来生物による生態系等に係る被害が生じ、または生じるおそれがある場合において、これを防止するため必要があると認めるときは、当該指定外来種の個体または当該特定外来生物の防除を行うものとする。

(市町による防除)

第37条 県は、市町が行う指定外来種の個体または特定外来生物の防除について、必要な助言および協力をを行うものとする。

(1) 改正の理由

外来生物法では、主務大臣以外の者が実施する特定外来生物の防除を確認または認定する規定があり、各主体が策定した防除計画が確認・認定されれば、防除にかかる特定外来生物の取扱いに関する規制の適用除外を受けることができ、防除の円滑化や効率化を図ることができます。

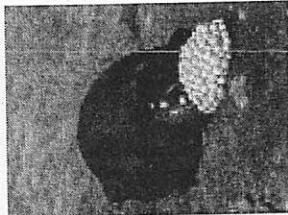
現行の共生条例の条文では、防除の主体は県のみが記載されています。現在、県以外の様々な主体による指定外来種等の防除に係る取組が想定されますが、現行の条文では、その他の主体については、市町が防除を実施する場合には県が助言・協力を行うとされているのみで、外来生物法のように他の主体による防除の規定がありません。

(2) 改正の方向性

指定外来種等の防除の実施主体を県以外の主体へ拡大し、実施主体が行う防除について県が定める計画への適合を認定する制度を設けます。また、防除が計画に即して行われていないと認めるとき等の認定の取り消しに関する規定を設け、県以外の主体が行う指定外来種等の防除の取組を把握し、その適正化を図るとともに、指定外来種の取扱いに関する規制の適用を除外することで、防除の円滑化と効率化を図ります。



ハクビシン



スクミリンゴガイ
(ジャンボタニシ)

ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例の一部を改正する条例案要綱（案）

1 改正の理由

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「法」という。）の一部改正により、規制が緩やかな特定第2種国内希少野生動植物種の制度が創設されたことに伴う必要な改正を行うため、およびこれまでの条例の施行状況を踏まえた必要な規定の見直しを行うため、ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例（平成18年滋賀県条例第4号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 指定希少野生動植物種の指定の対象外としている法に規定する国内希少野生動植物種から法に規定する特定第2種国内希少野生動植物種を除外することとします。（第12条関係）
- (2) 指定希少野生動植物種および指定外来種の指定の解除の手続について、これらが法等に基づく国内希少野生動植物種等または特定外来生物となった場合には、手続を簡略化することとします。（第12条および第27条関係）
- (3) 生息・生育地保護区内において、当該生息・生育地保護区の指定に係る希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等を原則禁止することとします。（第21条の2および第21条の3関係）
- (4) 生息・生育地保護区内における当該生息・生育地保護区の指定に係る希少野生動植物種の個体の生息または生育に必要な種の個体その他の物の捕獲等について、新たに届出の対象とすることとします。（第22条関係）
- (5) 知事は、保護増殖事業の適正かつ効果的な実施に資するため、審議会の意見を聴いて保護増殖指針を定めることとします。（第25条の2関係）
- (6) 県以外のものが行う保護増殖事業の認定の制度を創設することとします。（第26条および第26条の2関係）
- (7) 県以外のものが行う指定外来種等の防除の認定の制度を創設することとします。（第37条の2および第37条の3関係）
- (8) (3)に違反した者等に対する罰則の規定を追加することとします。（第53条、第54条および第56条関係）
- (9) その他
 - ア この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとします。ただし、(1)および(2)は、公布の日から施行することとします。
 - イ この条例の施行に必要な準備行為について定めることとします。

ウ この条例の施行に伴う経過措置を定めることとします。

ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例新旧対照表（案）

旧	新
目次	目次
前文	前文
第1章 総則（第1条—第7条）	第1章 総則（第1条—第7条）
第2章 基本計画等（第8条—第11条）	第2章 基本計画等（第8条—第11条）
第3章 希少野生動植物種の保護に関する規制	第3章 希少野生動植物種の保護に関する規制
第1節 指定希少野生動植物種（第12条）	第1節 指定希少野生動植物種（第12条）
第2節 個体の取扱いに関する規制（第13条—第18条）	第2節 個体の取扱いに関する規制（第13条—第18条）
第3節 生息地等の保護に関する規制（第19条—第25条）	第3節 生息地等の保護に関する規制（第19条—第25条）
第4節 保護増殖事業（第26条）	第4節 保護増殖事業（第25条の2—第26条の2）
第4章 外来種による生態系等に係る被害の防止（第27条—第38条）	第4章 外来種による生態系等に係る被害の防止（第27条—第38条）
第5章 野生鳥獣種による農林水産業等に係る被害の防止（第39条—第43条）	第5章 野生鳥獣種による農林水産業等に係る被害の防止（第39条—第43条）
第6章 県民等との協働の推進（第44条—第48条）	第6章 県民等との協働の推進（第44条—第48条）
第7章 雜則（第49条—第52条）	第7章 雜則（第49条—第52条）
第8章 罰則（第53条—第57条）	第8章 罰則（第53条—第57条）
付則	付則

前文 省略

第1条から第11条まで 省略

(指定希少野生動植物種)

第12条 知事は、希少野生動植物種（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「法」という。）第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種および法第5条第1項に規定する緊急指定種である希少野生動植物種を除く。）のうち特にその保護を図る必要があると認めるものを指定希少野生動植物種として指定することができる。

- 2 知事は、前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）に係る希少野生動植物種の選定に当たっては、県民等から希少野生動植物種に関する情報の提供を求めるものとする。
- 3 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、指定をするときは、その旨および指定に係る希少野生動植物種を告示しなければならない。
- 5 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 6 知事は、指定希少野生動植物種の個体の生息または生育の状況の変

前文 省略

第1条から第11条まで 省略

(指定希少野生動植物種)

第12条 知事は、希少野生動植物種（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「法」という。）第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種（同条第6項に規定する特定第2種国内希少野生動植物種を除く。）および法第5条第1項に規定する緊急指定種（第7項および第21条の2第1項においてこれらを「国内希少野生動植物種等」という。）である希少野生動植物種を除く。）のうち特にその保護を図る必要があると認めるものを指定希少野生動植物種として指定することができる。

- 2 知事は、前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）に係る希少野生動植物種の選定に当たっては、県民等から希少野生動植物種に関する情報の提供を求めるものとする。
- 3 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、指定をするときは、その旨および指定に係る希少野生動植物種を告示しなければならない。
- 5 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 6 知事は、指定希少野生動植物種の個体の生息または生育の状況の変

化その他の事情の変化により指定の必要がなくなったと認めるときはまたは指定を継続することが適当でないと認めるときは、指定を解除しなければならない。

7 第3項から第5項までの規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

第13条および第14条 省略

(捕獲等の禁止)

第15条 指定希少野生動植物種の生きている個体は、捕獲、採取、殺傷または損傷（以下「捕獲等」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1)から(3)まで 省略

(捕獲等の許可)

第16条 学術研究または繁殖の目的その他規則で定める目的で指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

化その他の事情の変化により指定の必要がなくなったと認めるときはまたは指定を継続することが適當でないと認めるときは、指定を解除しなければならない。

7 第3項から第5項までの規定（前項の指定を継続することが適當でないと認めるとき（指定希少野生動植物種が国内希少野生動植物種等となったときに限る。）に該当するものとして指定の解除をしようとする場合にあっては、第3項の規定を除く。）は、前項の規定による指定の解除について準用する。

第13条および第14条 省略

(指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等の禁止)

第15条 指定希少野生動植物種の生きている個体は、捕獲、採取、殺傷または損傷（以下「捕獲等」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1)から(3)まで 省略

(指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等の許可)

第16条 学術研究または繁殖の目的その他規則で定める目的で指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2から9まで 省略

第17条から第20条まで 省略

(生息・生育地保護区)

第21条 知事は、希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるとときは、その個体の生息地または生育地およびこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域であって、その個体の分布状況および生態その他その個体の生息または生育の状況を勘査してその希少野生動植物種の保護のため重要と認めるものを、生息・生育地保護区として指定することができる。ただし、法第36条第1項の規定により生息地等保護区に指定された区域については、当該指定に係る法第4条第3項の国内希少野生動植物種と同一の種を対象とする生息・生育地保護区として指定することはできない。

2から10まで 省略

11 生息・生育地保護区の区域内において次条第1項各号に掲げる行為をする者は、第2項の指針に留意しつつ、希少野生動植物種の保護に支障を及ぼさない方法でその行為をしなければならない。

(新設)

2から9まで 省略

第17条から第20条まで 省略

(生息・生育地保護区)

第21条 知事は、希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるとときは、その個体の生息地または生育地およびこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域であって、その個体の分布状況および生態その他その個体の生息または生育の状況を勘査してその希少野生動植物種の保護のため重要と認めるものを、生息・生育地保護区として指定することができる。ただし、法第36条第1項の規定により生息地等保護区に指定された区域については、当該指定に係る法第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種と同一の種を対象とする生息・生育地保護区として指定することはできない。

2から10まで 省略

11 生息・生育地保護区の区域内において第22条第1項各号に掲げる行為をする者は、第2項の指針に留意しつつ、希少野生動植物種の保護に支障を及ぼさない方法でその行為をしなければならない。

(保護対象希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等の禁止)

第21条の2 生息・生育地保護区の区域内においては、当該生息・生育地保護区の指定に係る希少野生動植物種(国内希少野生動植物種等である

(新設)

希少野生動植物種および指定希少野生動植物種を除く。以下「保護対象希少野生動植物種」という。)の生きている個体は、捕獲等をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 次条第1項の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合
- (2) 生計の維持のため特に必要があり、かつ、保護対象希少野生動植物種の保護に支障を及ぼすおそれのない場合として規則で定める場合
- (3) 人の生命または身体の保護その他の規則で定めるやむを得ない事由がある場合

(新設)

(保護対象希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等の許可)

第21条の3 生息・生育地保護区の区域内においては、学術研究または繁殖の目的その他規則で定める目的で保護対象希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 第16条第2項から第9項までの規定は、前項の許可について準用する。この場合において、これらの規定中「第1項」とあるのは「第21条の3第1項」と、「指定希少野生動植物種」とあるのは「保護対象希少野生動植物種」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第21条の3第1項」と、同条第3項中「前項」とあるのは「第21条の3第2項において準用する前項」と、同条第7項中「第5項」とあるのは「第21条の3第2項において準用する第5項」と、「前項」とあるのは「第

21条の3第2項において準用する前項と、同条第8項中「第5項」とあるのは「第21条の3第2項において準用する第5項」と、「第6項」とあるのは「第21条の3第2項において準用する第6項」と読み替えるものとする。

(行為の届出)

第22条 生息・生育地保護区の区域内において次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事に届け出なければならない。

(1)から(6)まで 省略

(新設)

2から6まで 省略

(措置命令等)

第23条 (新設)

(行為の届出)

第22条 生息・生育地保護区の区域内において次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事に届け出なければならない。

(1)から(6)まで 省略

(7) 当該生息・生育地保護区の指定に係る希少野生動植物種の個体の生息または生育に必要なものとして知事が指定する野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等をすること。

2から6まで 省略

(措置命令等)

第23条 知事は、第21条の3第1項の許可を受けた者が同条第2項において読み替えて準用する第16条第9項の規定に違反し、または第21条の3第2項において読み替えて準用する第16条第4項の規定により付された条件に違反した場合において、保護対象希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、飼養等のための施設の改善その他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(新設)

知事は、希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、生息・生育地保護区の区域内において前条第1項各号に掲げる行為をしている者に対し、その行為の実施方法について指示をすることができる。

2 知事は、前条第1項の規定による届出をしないで同項各号に掲げる行為をした者または同条第2項の規定による命令に違反した者がその違反行為によって希少野生動植物種の個体の生息地または生育地の保護に支障を及ぼした場合において、希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、これらの者に対し、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、その他希少野生動植物種の個体の生息地または生育地の保護のため必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(報告徴収および立入検査等)

第24条 知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、生息・生育地保護区の区域内において第22条第1項各号に掲げる行為をした者に対し、その行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、第21条の3第1項の許可を受けた者がこの条例もしくはこの条例に基づく規則の規定またはこの条例に基づく処分に違反した場合において、保護対象希少野生動植物種の保護に支障を及ぼすと認めるとときは、その許可を取り消すことができる。

3 知事は、希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、生息・生育地保護区の区域内において前条第1項各号に掲げる行為をしている者に対し、その行為の実施方法について指示をすることができる。

4 知事は、前条第1項の規定による届出をしないで同項各号に掲げる行為をした者または同条第2項の規定による命令に違反した者がその違反行為によって希少野生動植物種の個体の生息地または生育地の保護に支障を及ぼした場合において、希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、これらの者に対し、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、その他希少野生動植物種の個体の生息地または生育地の保護のため必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(報告徴収および立入検査等)

第24条 知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、第21条の3第1項の許可を受けている者に対し保護対象希少野生動植物種の個体の取扱いの状況その他必要な事項について、生息・生育地保護区の区域内において第22条第1項各号に掲げる行為をした者に対しその行為の実施状況その他必要な事項について、それぞれ報告を求めること

2 知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、その職員に、生息・生育地保護区の区域内の土地に立ち入り、前項に規定する者がした行為の実施状況について検査させ、もしくは関係者に質問させ、またはその行為が希少野生動植物種の保護に及ぼす影響について調査をさせることができる。

3 および4 省略

第25条 省略

(新設)

(新設)

ができる。

2 知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、その職員に、生息・生育地保護区の区域内の土地もしくは保護対象希少野生動植物種の個体の捕獲等に係る施設に立ち入り、保護対象希少野生動植物種の個体、飼養等のための施設、書類その他の物件もしくは生息・生育地保護区の区域内において第22条第1項各号に掲げる行為をした者がした行為の実施状況について検査させ、もしくは関係者に質問させ、またはその行為が希少野生動植物種の保護に及ぼす影響について調査をさせることができる。

3 および4 省略

第25条 省略

(保護増殖指針)

第25条の2 知事は、保護増殖事業（指定希少野生動植物種の個体の繁殖の促進、その生息地または生育地の整備その他の指定希少野生動植物種の保護を図るための事業をいう。以下同じ。）の適正かつ効果的な実施に資するため、審議会の意見を聴いて保護増殖事業に関する指針（以下「保護増殖指針」という。）を策定するものとする。

2 保護増殖指針は、保護増殖事業の対象とすべき指定希少野生動植物種ごとに、保護増殖事業の目標、保護増殖事業が行われるべき区域および保護増殖事業の内容その他保護増殖事業が適正かつ効果的に実施され

(新設)

(新設)

(保護増殖事業)

第26条 県は、指定希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、保護増殖事業（指定希少野生動植物種の個体の繁殖の促進、その生息地または生育地の整備その他の指定希少野生動植物種の保護を図るための事業をいう。以下同じ。）を行うものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

2 生息・生育地保護区の区域内の土地の所有者または占有者は、保護

るために必要な事項について定めるものとする。

3 知事は、保護増殖指針を定めたときは、その概要を告示し、かつ、その保護増殖指針を一般の閲覧に供しなければならない。

4 第1項および前項の規定は、保護増殖指針の変更について準用する。

(保護増殖事業)

第26条 県は、指定希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、保護増殖事業を行うものとする。

2 県以外のものは、その行う保護増殖事業について、そのものがその保護増殖事業を適正かつ確実に実施することができ、およびその保護増殖事業の事業計画が保護増殖指針に適合している旨の知事の認定を受けることができる。

3 知事は、前項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。次条第2項および第3項の規定によりこれを取り消したときも、同様とする。

4 第2項の認定を受けた保護増殖事業は、保護増殖指針に即して行われなければならない。

5 第2項の認定を受けた保護増殖事業として実施する行為については、第15条および第22条第1項の規定は、適用しない。

6 生息・生育地保護区の区域内の土地の所有者または占有者は、県の

増殖事業として実施される給餌設備その他の保護増殖事業のために必要な施設の設置に協力するように努めなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(指定外来種)

第27条 省略

2 省略

保護増殖事業および第2項の認定を受けた保護増殖事業として実施される給餌設備その他の保護増殖事業のために必要な施設の設置に協力するように努めなければならない。

7 知事は、第2項の認定を受けて保護増殖事業を行うものに対し、その保護増殖事業の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

第26条の2 前条第2項の認定を受けて保護増殖事業を行うものは、その保護増殖事業を廃止したとき、またはその保護増殖事業を保護増殖指針に即して行うことができなくなったときは、その旨を知事に通知しなければならない。

2 知事は、前項の規定による通知があったときは、その通知に係る前条第2項の認定を取り消すものとする。

3 知事は、前条第2項の認定を受けた保護増殖事業が保護増殖指針に即して行われていないと認めるとき、またはその保護増殖事業を行うものがその保護増殖事業を適正かつ確実に実施することができなくなったと認めるとき、もしくは同条第7項に規定する報告をせず、もしくは虚偽の報告をしたときは、その認定を取り消すことができる。

(指定外来種)

第27条 省略

2 省略

3. 第12条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による指定および前項の規定による指定の解除について準用する。

第28条から第37条まで 省略

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

3 第12条第3項から第5項までの規定 (前項の指定を継続することが適当でないと認めるとき (指定外来種が特定外来生物となったときに限る。) に該当するものとして指定の解除をしようとする場合にあっては、同条第3項の規定を除く。) は、第1項の規定による指定および前項の規定による指定の解除について準用する。

第28条から第37条まで 省略

(県以外のものによる防除)

第37条の2 県以外のものは、その行う指定外来種の個体の防除について、そのものが適正かつ確実に実施することができ、および第34条第2項の計画に適合している旨の知事の認定を受けることができる。

2 知事は、前項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。次条第2項および第3項の規定によりこれを取り消したときも、同様とする。

3 第1項の認定を受けた防除は、第34条第2項の計画に即して行われなければならない。

4 第1項の認定を受けた防除として実施する行為については、第28条の規定は、適用しない。

5 知事は、第1項の認定を受けて防除を行うものに対し、その防除の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

(新設)

(新設)

(新設)

第38条から第50条まで 省略

(国等に関する特例)

第51条 国、地方公共団体その他規則で定める公共団体（以下この条において「国等」という。）が行う事務または事業については、第14条、第15条、第20条、第22条第1項、第23条第1項、第24条第1項および第2項、第28条第1項および第3項、第30条ならびに第33条第1項の規定は、適用しない。

2 国等は、第15条第3号に掲げる場合以外の場合に指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等をしようとするときは、規則で定める場合を除き、あらかじめ知事に協議しなければならない。

第37条の3 前条第1項の認定を受けて防除を行うものは、その防除を中止したとき、またはその防除を第34条第2項の計画に即して行うことができなくなったときは、その旨を知事に通知しなければならない。

2 知事は、前項の規定による通知があったときは、その通知に係る前条第1項の認定を取り消すものとする。

3 知事は、前条第1項の認定を受けた防除が第34条第2項の計画に即して行われていないと認めるとき、またはその防除を行なうものがその防除を適正かつ確実に実施することができなくなったと認めるとき、もしくは前条第5項に規定する報告をせず、もしくは虚偽の報告をしたときは、その認定を取り消すことができる。

第38条から第50条まで 省略

(国等に関する特例)

第51条 国、地方公共団体その他規則で定める公共団体（以下この条において「国等」という。）が行う事務または事業については、第14条、第15条、第20条、第21条の2、第22条第1項、第23条第3項、第24条第1項および第2項、第28条第1項および第3項、第30条ならびに第33条第1項の規定は、適用しない。

2 国等は、第15条第3号に掲げる場合以外の場合に指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等をしようとするとき、または第21条の2第3号に掲げる場合以外の場合に保護対象希少野生動植物種の生き

3 省略

第52条 省略

(罰則)

第53条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

(1) 第15条の規定に違反した者

(2) 第17条第1項または第23条第2項の規定による命令に違反した者

(3) および(4) 省略

第54条 第16条第4項の規定により許可に付せられた条件に違反した者は、6月以下の懲役または30万円以下の罰金に処する。

第55条 省略

第56条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処す

ている個体の捕獲等をしようとするときは、規則で定める場合を除き、あらかじめ知事に協議しなければならない。

3 省略

第52条 省略

(罰則)

第53条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

(1) 第15条または第21条の2の規定に違反した者

(2) 第17条第1項または第23条第1項もしくは第4項の規定による命令に違反した者

(3) および(4) 省略

第54条 第16条第4項 (第21条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。) の規定により許可に付せられた条件に違反した者は、6月以下の懲役または30万円以下の罰金に処する。

第55条 省略

第56条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処す

る。

(1) 第16条第8項の規定に違反して許可証または従事者証を携帯しないで捕獲等をした者

(2) から(5) まで 省略

第57条 省略

付則 省略

る。

(1) 第16条第8項 (第21条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。) の規定に違反して許可証または従事者証を携帯しないで捕獲等をした者

(2) から(5) まで 省略

第57条 省略

付則 省略